

## 「山梨県公共工事建設発生土処分地」の設置及び管理・運営 に関する事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、山梨県及び市町村が発注する公共工事において、工事間利用が困難な建設発生土を適正に処理するため、山梨県が受入地の確保、事業計画の作成、受託者の選定を行い、受入準備が整った箇所を「山梨県公共工事建設発生土処分地」として指定し、円滑な公共事業の執行に寄与することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、次のとおり定めるものをいう。

- (1) 処分地：公共工事からの建設発生土を適正に処理することを目的とした処分地で、県が指定した「山梨県公共工事建設発生土処分地」
- (2) 受託者：県から処分地の管理・運営を委託された者
- (3) 処分費：当該処分地で建設発生土1 m<sup>3</sup>当たりの処分に要する費用
- (4) 概略計画：以下の内容により作成する計画
  - ・建設発生土の処分に関わる広域的位置付けを表示する。
  - ・地区の特性、課題を抽出し、実現化の諸方策について概略の検討を行う。
  - ・計画の概要として基本構想図を作成し、地元の意見を踏まえ、処分地計画の素案としての基本構想を策定する。
- (5) 基本計画：以下の内容により作成する計画
  - ・実測の測量図、現地調査等をもとに構造物の予備設計を実施する。
  - ・地元合意形成、関係機関協議等の結果を踏まえ、処分地整備の基本設計図を作成する。
  - ・基本設計図をもとに、建設発生土搬出の時期、搬入量等を踏まえ、概ねの事業期間、処分費を明らかにした、事業計画（案）を作成する。
- (6) 事業計画：以下の内容により作成する計画
  - ・事業を実施する土地の区域について、図面により表示する。
  - ・設計の内容として、設計図、施工計画、施設運営計画を記載する。
  - ・事業期間として、事業の開始及び完了の時期を表示する。
  - ・資金計画書を作成し、事業に必要な収支予算を明らかにすることにより、処分費を決定する。

(処分地の条件)

第3条 処分地として指定するための基本的な条件は次のとおりとする。

- (1) 処分地として、関係法令の許可が可能な土地であること
- (2) 搬入完了後の土地利用に変更が無いこと
- (3) 搬入は、山梨県及び県内市町村の公共工事建設発生土のみとすること

(処分地候補地の選定)

第4条 処分地候補地は、次の事項に留意し、各建設事務所が選定することとする。

- (1) 候補地の選定にあたっては、管内市町村、土地に関する関係者等と十分に情報共有を図る。
- (2) 予備調査、処分地の概略設計等、必要な業務を実施するとともに、説明会等を開催し、地元の合意形成を図る。
- (3) 業務の成果及び地元の意見等を踏まえ、概略計画を決定する。

(処分地候補地の決定)

第5条 各建設事務所が、前条で選定した箇所を処分地候補地として決定するにあたっては、次のとおりとする。

- (1) 設計に必要な測量・調査等を実施し、処分地の基本設計を作成する。
  - (2) 基本設計をもとに、説明会等を開催し、地元の合意形成を図る。
  - (3) 関係法令の許可等に関する資料等を作成し、各関係機関と事前協議を実施する。
  - (4) 地元の意見、関係機関との事前協議結果等を踏まえ、基本計画を決定する。
- 2 各建設事務所は、処分地候補地を決定した後、土地所有者等と借地及び補償に関する覚書を締結する。

(処分地の事業計画の作成)

第6条 各建設事務所が、処分地の個別具体の事業計画を作成するにあたっては、次のとおりとする。

- (1) 処分地の管理・運営に必要となる構造物工、仮設工等について詳細設計を実施する。
- (2) 借地及び工作物等の補償に関する算定並びに宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規制に係る説明を行い、土地所有者等の同意を得る。

(3) 関係法令許可等に関する申請書を作成し、各関係機関に対し、必要な事務  
手続を行う。

2 各建設事務所は、前項を踏まえ、事業計画を作成し、処分費（受入予定単  
価）を決定する。

(指定にあたっての事前協議)

第7条 各建設事務所は、前条の事業計画の内容について、技術管理課と事前協議  
を行う。

2 技術管理課は、事業計画の内容について審査するとともに、処分地として  
適当と認められた場合は、各建設事務所に対し、その旨を回答する。

(受託者の決定)

第8条 各建設事務所が、受託者を決定するにあたっては、次のとおりとする。

(1) 別途定める「受託予定者の決定要領」に従い、受託者に必要な資格要件等を  
定め、公募・審査の上、受託予定者を決定する。

(2) 受託予定者の決定にあたり、前号によりがたい場合は、別途、技術管理課と  
協議する。

(3) 各建設事務所は、受託予定者と協定書を締結する。

(4) 各建設事務所は、協定書の締結について、技術管理課に報告する。

(処分地の指定)

第9条 県土整備部長は、前条の協定書の締結を確認した後、処分地の指定を行  
う。

(受入開始に向けた準備)

第10条 受入開始にあたり、各建設事務所及び受託者は以下のとおり準備を行う  
ものとする。

(1) 各建設事務所は、土地所有者等と借地・補償に関する契約を締結する。ま  
た、契約に基づき、支障となる物件等の除去について確認する。

(2) 受託者は、建設発生土の受入にあたり、別途定める「管理・運営基準」に  
従い、施工計画書を作成し、各建設事務所の確認を得た後、受入に必要な準  
備工、仮設工等の施工に着手する。

(土砂の受入開始)

第11条 受託者は、土砂の受入開始にあたり、各建設事務所の確認を受けるものとする。

2 受託者は、処分地の管理・運営に関し、施工計画書に従い、搬入土の適正な処理及び処分地の管理を行うものとする。

(受入の完了)

第12条 受託者は受入が完了した場合には、完了が確認出来る写真を添付し、各建設事務所に完了報告書を提出するものとする。

(事業の完了及び完了検査)

第13条 各建設事務所は、書類の内容及び現地の状況について完了検査を実施し、受入が適正に完了したことを確認する。

2 完了検査は、各建設事務所長が行うものとする。

3 各建設事務所は、完了検査の結果及び事業が適正に完了したことについて、技術管理課に報告する。

4 各建設事務所は、土地所有者等と現地確認の上、引渡しを行う。

(処分地の指定解除)

第14条 県土整備部長は、前条の報告を受けた後、当該処分地の指定の解除を行う。

(補則)

第15条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて各建設事務所と技術管理課が協議して定める。

附則

1. この要領は、令和3年11月1日より適用する。

2. この要領は、令和6年2月26日より適用する。

■ 「山梨県公共工事建設発生土処分地」設置及び管理・運営の仕組み

